

島田市には、地域が大切に守り続けているものが沢山あります。平成 27 年度に島田市は、わがまちの宝として誇りに思うものを、「しまだ市民遺産」として 17 件認定しました。このたび、第二回しまだ市民遺産認定を実施します。しまだ市民遺産に認定した地域の遺産は、市内外へ情報発信いたします。

1. 対象 島田市内の下記に該当する地域の遺産で、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存等の活動を行っているもの。ただし、指定文化財・登録有形文化財は除く。
 - ① 地域の歴史や文化を象徴しているもの
 - ② 地域の伝統行事として親しまれているもの
 - ③ 地域の生活文化の特色を示しているもの
 - ④ 地域の特筆すべき景観
 - ⑤ その他認定に値するもの
2. 推薦資格 市民（市民団体も可）

※ 自薦、他薦は問いませんが、推薦者とは別に所有者、管理者がいる場合は、所有者等の同意書が必要となります。なお、所有者が島田市の場合は、同意書の提出は不要です。
3. 募集期間 平成 30 年 10 月 16 日（火） ～ 平成 30 年 12 月 17 日（月）（消印有効）
4. 応募方法 しまだ市民遺産推薦書に必要書類を添付のうえ、文化課に持参またはご郵送ください。

推薦書は、市ホームページよりダウンロードできます。
5. 認定方法 しまだ市民遺産審査委員会にて、審議した後に市長が認定します。

* 推薦者に、委員会にて説明を求める場合があります。
6. 利活用 認定された市民遺産は、市ホームページや「しまだ市民遺産ちょこっとプラスツアー」などで紹介します。
7. 応募にかかる注意事項
 - ・ 推薦書及び添付書類は返却致しません。
 - ・ 応募の際に記入された個人情報「しまだ市民遺産」実施事業の目的以外の用途には使用しません。
 - ・ 添付いただいた写真の著作権は島田市に帰属し、市ホームページやガイドマップ等に掲載する場合があります。
8. 応募先・問い合わせ先
〒427-0042 島田市中央町 5-1 プラザおおるり 1 階
島田市教育委員会 文化課 「しまだ市民遺産」担当
電話 0547-36-7967 FAX 0547-37-2500
(土日祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分)

